

ニホンジカ「ついで」の捕獲（見回り・通報、捕獲）協定書

四万十森林管理署(以下「甲」という。)、株式会社 高知林業(以下「乙」という。)及び三原村地区獣友会(以下「丙」という。)は、相互に連携しニホンジカ(以下「シカ」という。)による農林業被害及び森林生態系への影響の軽減を図るため、シカ被害対策として「ついで」の捕獲協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲・乙・丙の密接な連携・協力により、シカの捕獲を効果的・効率的に行うことを目的とする。

(捕獲方法及び対象区域)

第2条 捕獲に当たっては、「わな」及び「くくりわな」(以下「わな等」という。)を使用することとし、捕獲対象区域は、三原村内の四万十森林管理署が管理する国有林野内で、乙が国有林野事業の請負事業体等として契約締結した事業地への通勤経路や事業地周辺の国有林野とする。(別添の位置図のとおり)

(連携協力に関する事項)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携する。

- 一 甲及び乙・丙は、対象区域内の生息情報及び捕獲情報等の情報を相互に提供し共有する。
- 二 甲は、捕獲に必要なくくりわな等の捕獲機材を丙に無償貸与する。
- 三 乙は、見回りを行い、シカが捕獲されていた場合やわなの異常等を発見した場合は丙へ通報(連絡)する。
- 四 丙は、捕獲実施者の狩猟免状の写を甲に提出する。
- 五 丙は、わな等の設置、管理(簡易な補修を含む)、給餌、捕獲、埋設処理等を行う。
- 六 丙は、わな等の設置に当たり、土地の形質の変更及び立木等の損傷は行わない。
- 七 丙は、捕獲したシカを止めさしする際には、必ず周囲の状況を確認したうえで、電気止めさし器、猟銃、ナイフ等を使用して安全におこなうこと。
- 八 丙は、捕獲した個体について、甲の指定する場所に埋設するとともに、別紙1の「ついでの」捕獲協定捕獲実績報告書により甲に毎月報告する。
- 九 甲・乙・丙は、捕獲に関する情報交換を緊密に行い、必要に応じて、甲は乙・丙に対し、捕獲の実施に係る安全確保等のための指導を行う。

(入林手続き)

第4条 丙は本協定に基づく国有林野内への入林手続は不要とする。丙が国有林に入林するに当たっては、本協定の始期及び更新時(入林者の変更を含む。)に、甲に別紙2「ついでの」の捕獲協定入林者名簿を提出することとし、甲は丙に対し別紙3の入林許可証を交付する。

(安全の確保及び責任体制等)

第5条 丙は、捕獲に当たり必要な標識を設置するとともに、事故の未然防止を図る。

二 捕獲に当たり万一事故等が発生した場合、甲・乙の責に帰さないものとする。

三 丙は国有林野内の産物又は施設等に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従いその代価を補償もしくは原状に復帰するものとする。ただし、丙の責に帰するものでない場合については、その限りではない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年2月28日までとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙・丙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・丙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和6年7月8日

甲

四万十森林管理署長

増原俊光

四万十
森林管理
署長印

乙

株式会社 高知林業
代表取締役

中平徹

高知林業
代表取締役印

丙

三原村地区獣友会会长

大塚昭

大塚
昭印